

男女間における暴力に関する調査結果【概要】（平成30年3月公表）

I. 調査概要

1. 目的

男女間における暴力の実態について、定期的・継続的に把握するため、平成11年度以降3年に1回、全国20歳以上の男女5,000人（平成17年度以前は4,500人）を対象に実施している。平成29年度は7回目の調査。

2. 主な調査の内容

- ① 配偶者※からの暴力被害について
- ② 交際相手からの暴力被害について
- ③ 執拗なつきまとい等の経験について
- ④ 無理やり性交等をされた経験について

※婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦も含む。

3. 平成29年度調査における主な変更点

- ① 「配偶者からの暴力被害」関係
 - ・ 調査項目の追加（暴力にあたらなと思う理由、生活上の変化）
 - ② 「交際相手からの暴力被害」関係
 - ・ 調査項目の追加（交際相手の性別）
 - ③ 「執拗なつきまとい等の経験」関係
 - ・ 調査項目の追加（被害行為の種類と被害時の年代）
 - ④ 「無理やり性交等をされた経験」関係
 - ・ 調査対象の拡充（女性のみから、性別問わず（男性も含めて）調査）
 - ・ 調査項目の追加（加害者が監護する者であったか等）
- など、刑法改正等を踏まえた見直しを行った。

4. 調査の実施方法及び調査の実施時期

- ・ 無作為抽出によるアンケート調査
- ・ 平成29年12月

5. 回収結果

3,376人（女性：1,807人、男性：1,569人）
＜有効回収率：67.5％＞

男女間における暴力に関する調査結果【概要】（平成30年3月公表）

Ⅱ. 調査結果 ※括弧内は前回調査(H26年度)のデータ

① 配偶者からの暴力の被害経験

- ・ 約4人(←5人)に1人は配偶者から暴力を受けたことがある。性別にみると、女性の約3人(←4人)1人、男性の約5人(←6人)に1人は配偶者から暴力を受けたことがあり、女性の約7人(←10人)に1人は何度も暴力を受けている。
- ・ 被害を受けた女性の約6割(←5割)は相談しているが、男性の約7割(←8割)はどこにも相談していない。
- ・ 被害を受けた女性の約6割(前同)が「別れたい(別れよう)」と思っており、そのうち約1割(前同)は別れているが、男性の約5割(前同)は「別れたい(別れよう)」とは思わなかった。
- ・ 被害を受けたことがある家庭の約2割(←3割)は子供への被害もみられる。
- ・ 被害を受けた人の約9人(←11人)に1人、女性の約7人(←9人)に1人は命の危険を感じた経験がある。

③ 特定の相手からの執拗なつきまとい等の被害経験

- ・ 約13人(←14人)に1人、女性の約9人(←10人)に1人は特定の相手からのつきまとい等の被害を受けたことがある。
- ・ 被害を受けた時の相手は、「交際相手・元交際相手」が約3割(←4割)、「職場・アルバイト先の関係者」が約2割(←前同)。
- ・ 女性の約8割(前同)、男性の約6割(←4割)は被害について相談している。
- ・ 被害を受けた人の約4人(前同)に1人は命の危険を感じた経験がある。

② 交際相手からの暴力の被害経験

- ・ 約6人(←7人)に1人は交際相手から暴力を受けたことがある。性別にみると女性の約5人(前同)に1人、男性の約9人(前同)に1人は交際相手から暴力を受けたことがある。
- ・ 女性の約6割(←3割)、男性の約3割(←2割)は交際相手と同居(同棲)期間中に被害を受けたことがある。
- ・ 被害を受けた女性の約4割(前同)、男性の半数(前同)はどこにも相談していない。
- ・ 被害を受けた女性の約6割(前同)、男性の約4割(前同)が交際相手と別れている。
- ・ 被害を受けた女性の約5人(←4人)に1人、男性の約8人(前同)に1人は命の危険を感じた経験がある。

④ 無理やりに性交等された被害経験

- ・ 約20人に1人、女性の約13人(←15人)に1人は無理やりに性交等された経験がある。
- ・ 被害を受けた時の相手は、男女共に「まったく知らない人」が約1割(前同)、女性では「配偶者・元配偶者」が約3割(←2割)、「交際相手・元交際相手」が約2割(←3割)。
- ・ 18歳未満に被害を受けた女性のうち約2割は監護する者から被害を受けた経験がある。
- ・ 被害を受けた女性の約6割(←7割)、男性の約4割はどこにも相談していない。
- ・ 女性の半数(←4割)は、恥ずかしくてだれにも言えなかったから相談しなかった。

「平成29年度若年層を対象とした性暴力被害等の 実態把握のためのインターネット調査」報告書（抜粋）

平成30年3月23日
内閣府男女共同参画局

調査概要

15歳（中学生を除く）から39歳までの女性（事前調査：31,696人、本調査：2,461人）に対するインターネット調査
※本調査対象者：事前調査において、モデル・アイドル等の勧誘の経験、モデル・アイドル等の募集広告への応募経験が「ある」と回答した者

調査結果（総括）

モデル・アイドル等の勧誘等の経験がある人のうち、聞いていない性的な行為等の撮影を求められた経験があるのは**約9人に1人**。そのうち、実際に求められた行為に応じたのは**約半数**。また、性的な撮影を求められたり、実際に応じたもののうち、誰かに被害の相談をしたのは**約6割**だが、関係行政機関等の相談窓口への相談割合は低い。

1 モデル・アイドル等の勧誘等の経験、契約等

【モデル・アイドル等の勧誘等の経験】

- モデル・アイドル等の勧誘を受けたり、アルバイトの募集広告を見て応募したことがある人は約5人に1人（18.0%）。

【勧誘等の内容】

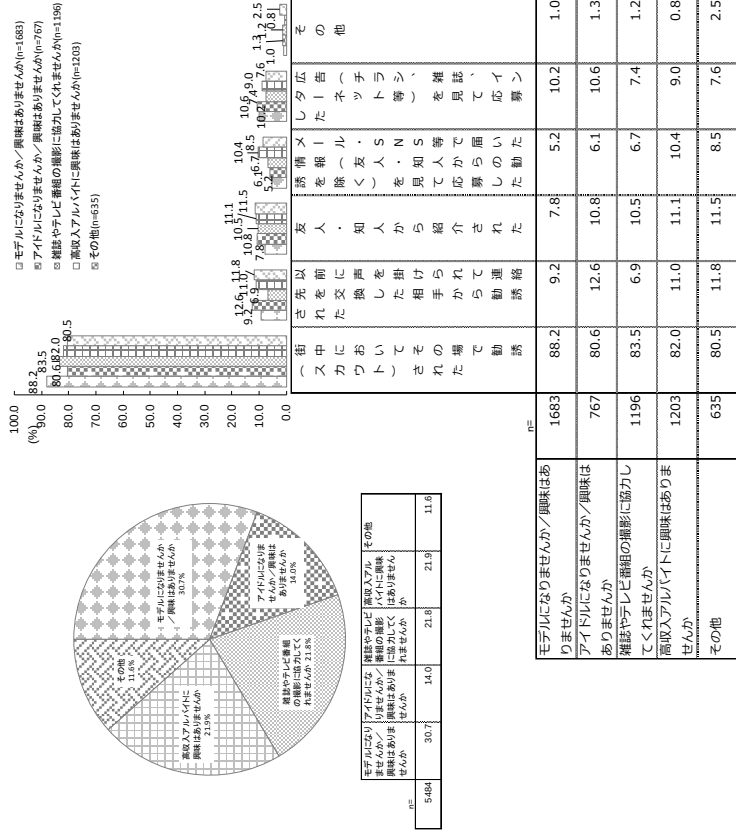
- 勧誘等の内容は、「モデルに興味はありませんか／なりませんか」が最も高く（30.7%）、次いで「高収入アルバイトに興味はありませんか。」（21.9%）などであった。
- 大半が街中においてその場で勧誘（スカウト）をされた。

【契約の有無】

- モデル・アイドル等の勧誘等の後、約8割の人が契約（書類へのサイン、口頭での契約等）をしなかった。

【契約を断らなかった・断れなかった理由】

- 「興味があったから（面白そう、やってみたい等）」（59.6%）が最も高かった。



2 聞いていない・同意していない性的行為等の撮影

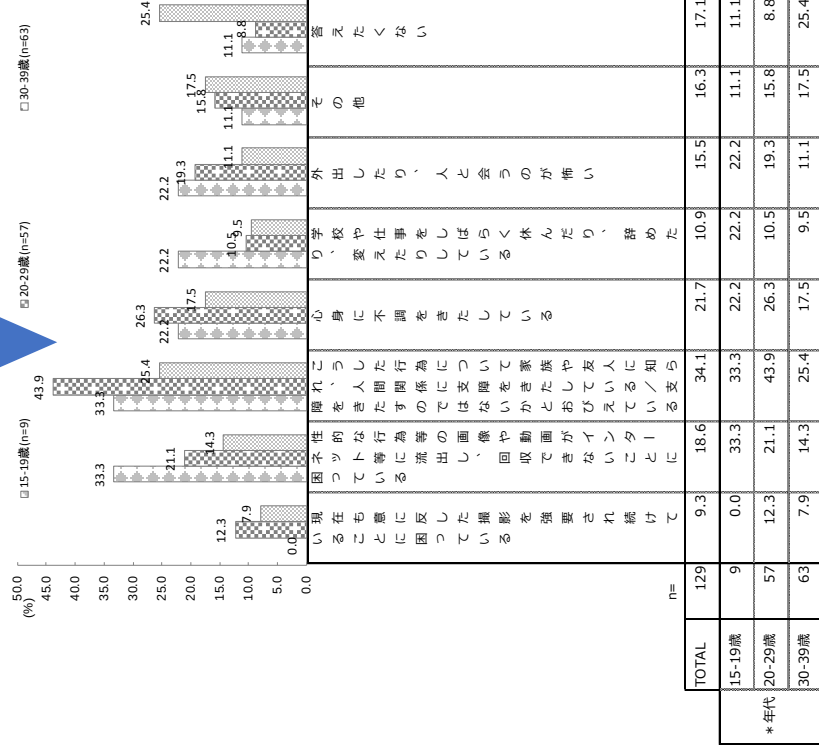
3 相談の状況等

【聞いていない性的な行為等の撮影要求と対応】

- モデル・アイドル等の勧誘等の経験ある人のうち、聞いていない・同意していない性的な行為等の撮影を求められた経験があるのは約9人に1人（11.3%）。
- そのうち、実際に求められた行為等の撮影に応じた経験があるのは約半数（46.6%）。

【求められた性的な行為等を行ったことによる影響】

- 現在困っていることは、「こうした行為が家族や友人に知られ、人間関係に支障をきたしている／支障をきたすのではないかとおびえている」が3人に1人(34.1%)で最も高い。



4 問題の認知度及び効果的な広報啓発

【問題の認知度】

- モデル・アイドルの勧誘等をきっかけに、同意していない性的な行為等の撮影を求められる問題が発生していることについて、約7割が「知らない」「よく知らない」等と回答。

【効果的な広報活動の在り方】

- 「SNS上の広告」(65.4%)が最も高く、次いで「テレビやラジオでの広告」(56.9%)などであった。

「平成 29 年度若年層を対象とした性暴力被害等の 実態把握のためのインターネット調査」報告書（概要）

平成 30 年 3 月
内閣府男女共同参画局

＜調査概要＞

【調査目的】

- 近年、モデルやアイドル等の勧誘を装い、それをきっかけに若年層の女性が性的な被害を受ける問題が発生していることを踏まえ、今後の取組の参考とするため、こうした問題の被害等に関する実態、問題の周知度、相談支援等における課題等の把握を目的に実施。

【調査項目（主なもの）】

- モデル・アイドル等の勧誘等の状況、契約の状況、被害等の状況、相談の有無、公的機関の相談窓口の在り方、効果的な広報啓発の在り方等

【調査時期】

- 事前調査：平成 30 年 1 月 26 日～同年 2 月 13 日
- 本調査：平成 30 年 2 月 13 日～同年 2 月 19 日

【調査方法、調査地域】

- 調査方法：インターネット調査（調査委託業者：株式会社インテージリサーチ）
- 調査地域：全国

【調査対象、有効サンプル数】

- 15 歳（中学生を除く。）から 39 歳までの女性（調査委託業者のモニタ会員）
- 有効サンプル数：
 - 事前調査：31,696 人（内訳：10 代：3,005 人、20 代：12,266 人、30 代：16,425 人）
 - 本調査：2,461 人（内訳：10 代：342 人、20 代：1,059 人、30 代：1,060 人）

（注）本調査対象者（2,461 人）は、事前調査（スクリーニング調査）において、下記①及び②の条件を満たした者を対象に、有効サンプル数を上記のとおり設定し、実施したもの。

①これまでに次のいずれかの経験が「ある」と回答した者

- ・「モデル（※）やアイドル等にならないか」、「オーディションを受けないか」と誘われたり、「雑誌・テレビ番組等の撮影に協力してほしい」などと言われた経験。または、「安全・安心の高収入アルバイト」といったアルバイト等について、街で声を掛けられて誘われたり、友人・知人から誘われたりした経験
- ・モデル（※）・アイドル等のアルバイトの募集広告（雑誌、ウェブ広告、屋外での広告）を見て、応募した経験。または、「安全・安心の高収入アルバイト」といったアルバイト等の募集広告を見て応募した経験。

②本調査への協力に関する許諾質問に「はい」と回答した者

1. モデル・アイドル等の勧誘等の経験、契約等について

【モデル・アイドル等の勧誘等の経験】(SQ3, 4。n=31, 696)

- 「モデルやアイドル等にならないか」等の勧誘を受けた経験がある人は約6人に1人(16.1%)。(図1-1)
- モデル・アイドル等のアルバイトの募集広告を見て応募したことがある人は約17人に1人(5.8%)。(図1-2)
- モデル・アイドル等の勧誘を受けたり、アルバイトの募集広告を見て応募したことがある人は約5人に1人(18.0%)。(図1-3)

【勧誘等の内容】(Q2。n=2, 461 (述べ回答数 5, 484))

- 勧誘等の内容は、「モデルに興味はありませんか、なりませんか」が最も高く(30.7%)、次いで、「高収入アルバイトに興味はありませんか。」(21.9%)、「雑誌やテレビの番組の撮影に協力してくれませんか。」(21.8%)などで、その大半が、街中においてその場で勧誘(スカウト)された。(図2-1-1)

【勧誘等を受けた年齢】(Q3。n=2, 461)

- 勧誘を受けたり、募集広告を見て応募したときの年齢は、10代後半から20代前半が多い。

【契約の有無】(Q4。n=2, 461)

- モデル・アイドル等の勧誘等の後、約8割の人が契約(書類へのサイン・口頭での約束等。以下同じ。)をしなかった。
- モデル・アイドル等の勧誘等の後、「契約書類にサインをしたことがある」及び「契約書類にはサインしていないが、口約束をしたことがある」のは、それぞれ約1割であった。(図2-2-1)

【契約を断らなかった・断れなかった理由】(Q6。n=386)

- 「興味があったから(面白そう、やってみたい等)」(59.6%)が最も高く、次いで「契約しても特に問題ない、あえて断る理由がないと思ったから」(31.1%)、「「仕事は選べる」、「嫌なことはしなくても良い」等と説明を受けたから」(27.2%)、「お金がほしかったから」(20.5%)など。
- 「画像をばらまく、親、学校、会社等に伝えると言われたから」(2.3%)、「断ったらどうなるのか不安だったから」(6.0%)と回答した人もいた。(図2-2-3)

(参考)「契約」について

○民法(明治29年法律第89号)

(未成年者の法律行為)

第五条 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

図 1-1 モデル・アイドル等の勧誘の有無

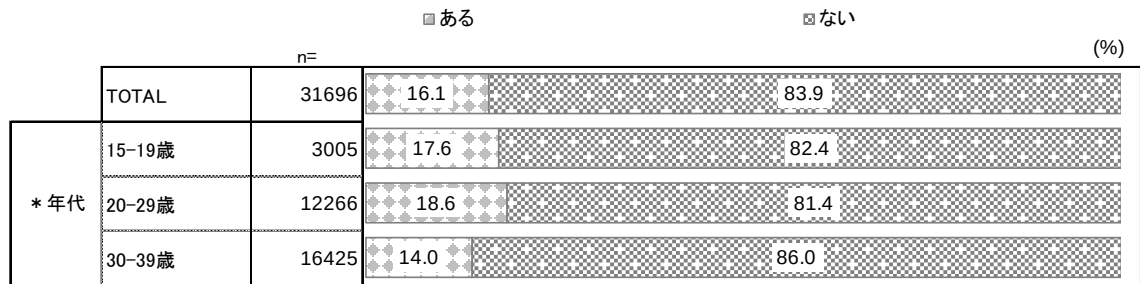


図 1-2 モデル・アイドル等のアルバイトの募集広告を見て応募した経験

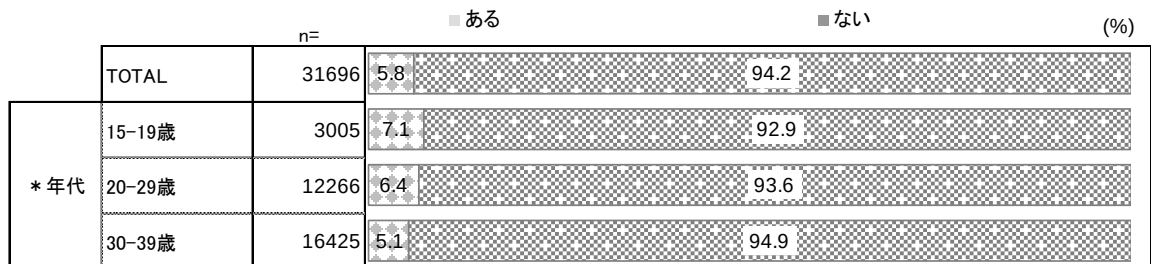
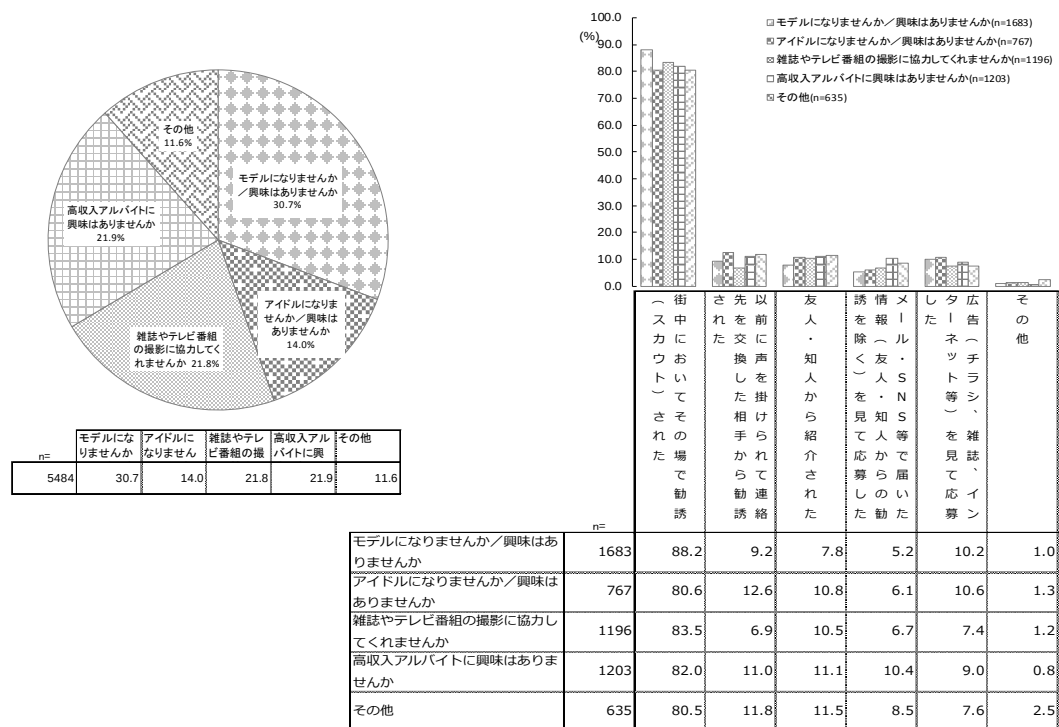


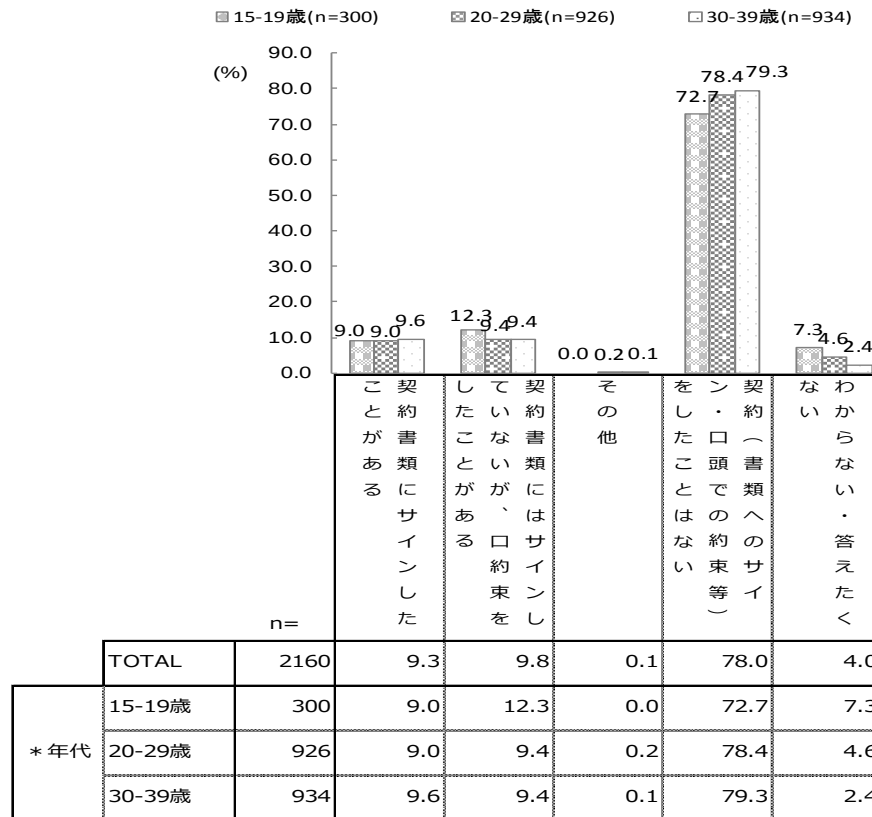
図 1-3 モデル・アイドル等の勧誘または応募した経験の有無



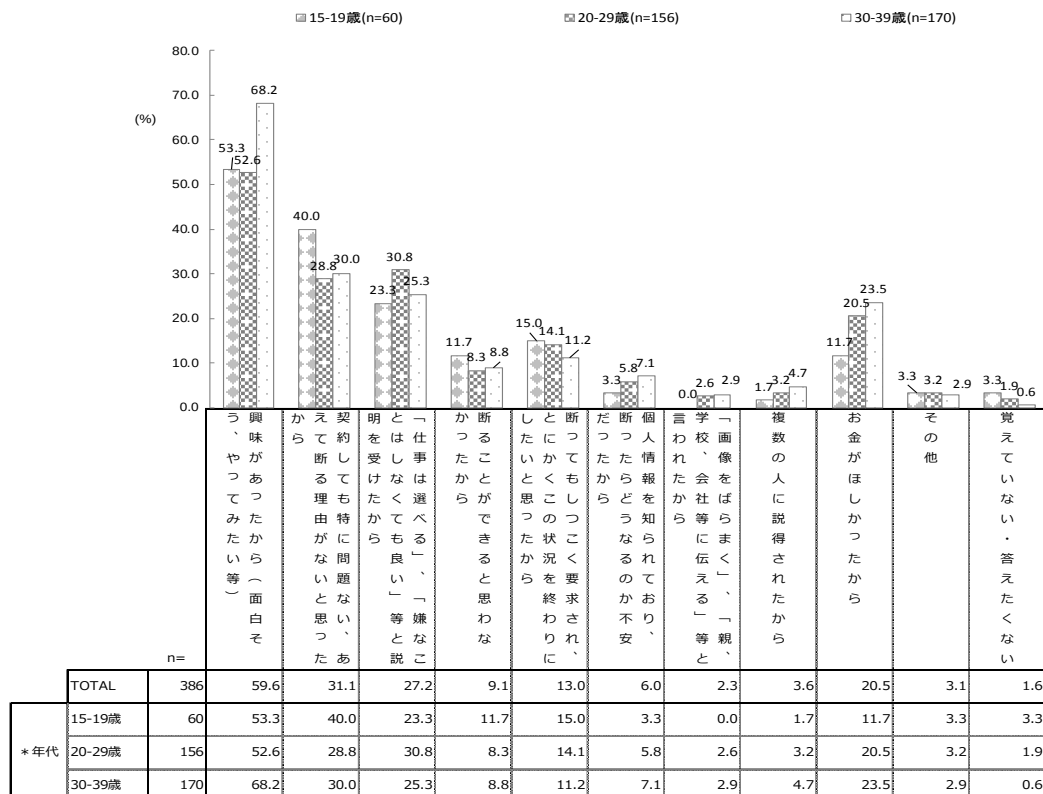
図 2-1-1 モデル・アイドル等の勧誘、応募した募集広告の内容及び状況（複数回答）



【図2-2-1 契約の有無（複数回答）】（Q4）



【図 2-2-3 契約を断らなかった・断れなかった（複数回答）】（Q6）



2. 聞いていない・同意していない性的な行為等の撮影について

【聞いていない性的な行為等の撮影要求の有無及びその際の対応】(Q7。n=2,461)

- モデル・アイドル等の勧誘等の経験がある人のうち、聞いていない・同意していない性的な行為等の写真や動画の撮影（※）を求められた経験があるのは 277 人で約 9 人に 1 人（11.3%）。そのうち、実際に求められた行為等の撮影に応じた経験のあるのは 129 人で約半数（46.6%）。(図 2-3-1)

【撮影を求められた性的な行為等の内容】(Q8。n=129)（複数回答）

- 撮影を求められ、実際に行った性的な行為等の内容は、「水着・下着・衣服の一部またはすべてを脱いだ状態での撮影・チャットの出演」（55.0%）が最も高く、「性交の撮影・チャット等への出演」に応じた人も約 5 人に 1 人（18.6%）。
(図 2-3-2)

【聞いていない性的な行為等の撮影を行った年齢】(Q9。n=93、n=54)（複数回答）

- 聞いていない性的な行為等の撮影を行ったときの年齢は、年齢 10 代後半から 20 代前半が多い。

【求められた性的な行為等を行ったことによる影響】(Q10。n=129)（複数回答）

- こうした行為等の影響で現在困っていることは、「こうした行為について家族や友人に知られ、人間関係に支障をきたしている／支障をきたすのではないかとおびえている」が約 3 人に 1 人（34.1%）で最も高い。また、「性的な行為等の画像や動画がインターネット等に流出し、回収できないことに困っている」も約 5 人に 1 人（18.6%）いたほか、「現在も意に反した撮影を強要され続けていることに困っている」と回答した人も約 10 人に 1 人いた（9.3%）。(図 2-3-4)

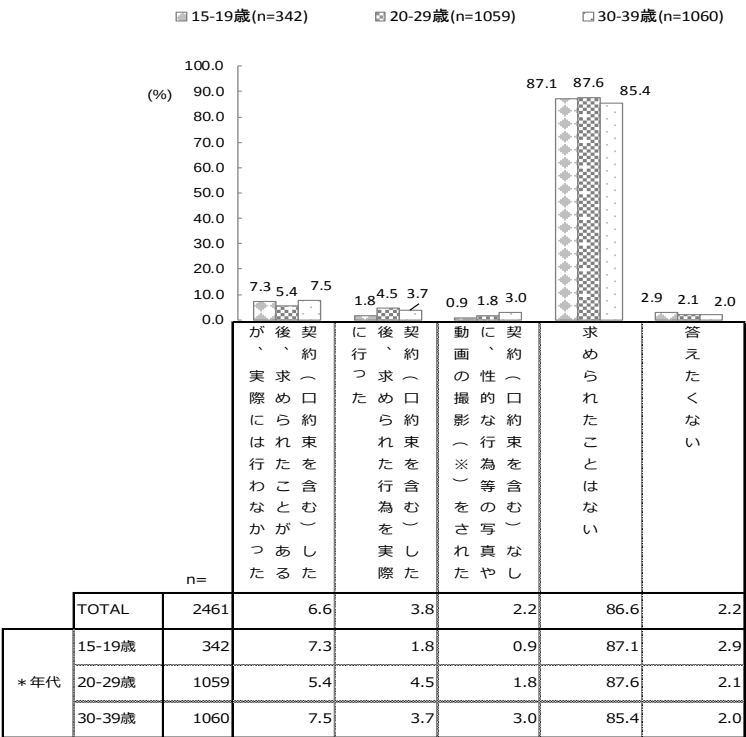
※：例えば、次の（１）～（３）の状態や様子の撮影・チャット等への出演

（１）水着・下着・肌を多く出した衣類を着た状態

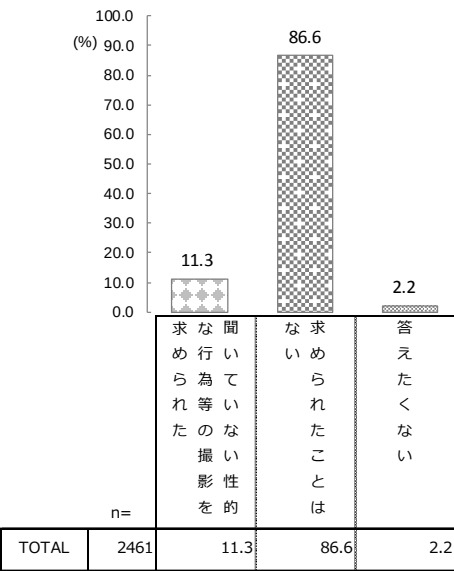
（２）水着・下着・衣類の一部またはすべてを脱いだ状態

（３）性交や、性的な行為（胸、性器、おしり、足などを触られるなど）の様子

【図 2－3－1 性的な行為等の撮影を求められた経験の有無及び対応（複数回答）】



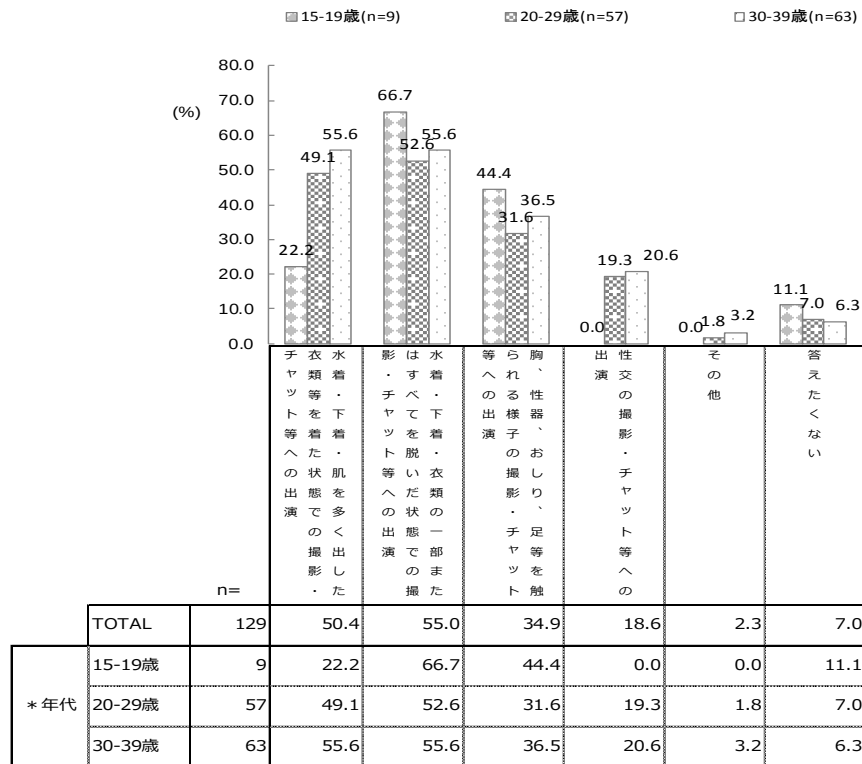
（性的な行為等の撮影を求められた経験の有無）



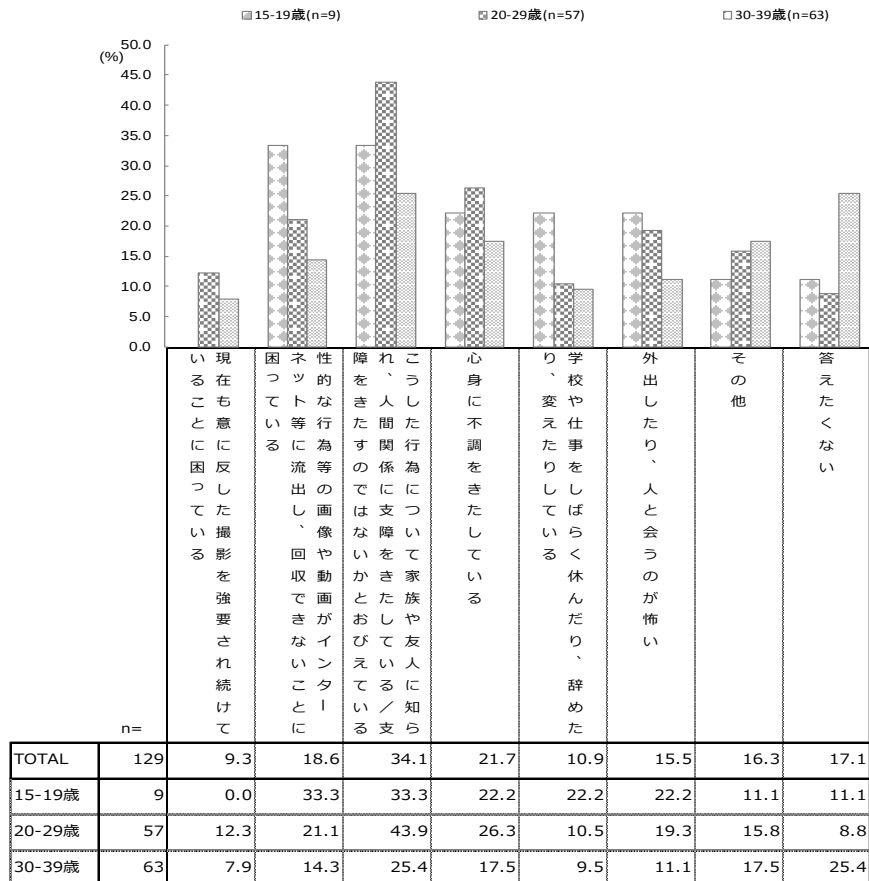
（性的な行為等の撮影を求められた際の対応）



【図2-3-2 聞いていない・同意していない性的な行為等の内容（複数回答）】



【図2-3-4 性的な撮影に応じた影響で、現在、困っていること（複数回答）】



3. 相談の状況等について

【相談の有無及び相談先】(Q11。n=277)

- 聞いていない・同意していない性的な行為等の撮影を求められたり、実際に応じたりした経験がある人のうち、誰かに相談したのは約6割(57.0%)、実際に求められた行為に応じた人に限定しても、誰かに相談したのはほぼ同数(58.9%)。
- 相談先としては、「友人・知人」(27.4%)が最も高く、次いで「家族や親戚」(20.2%)、「交際相手」(13.7%)など。公的相談機関、警察、日本司法センターに相談した人はいずれも5%前後であった。(図2-4-1)

【相談しなかった理由】(Q12。n=116)

- 相談しなかった理由は、「自分の責任なので、自分で何とかしなくてはいけないと思ったから」(47.4%)が最も高く、次いで「相談するのが恥ずかしかったから」(30.2%)、「家族、友人・知人等に迷惑をかけたり、悲しませたりしたくなかったから」(26.7%)、「その出来事があってからすでに相当な時間が経過してしまったから」(19.8%)、特に理由はない(なんとなく相談には行きにくい)」(19.8%)など。(図2-4-2)

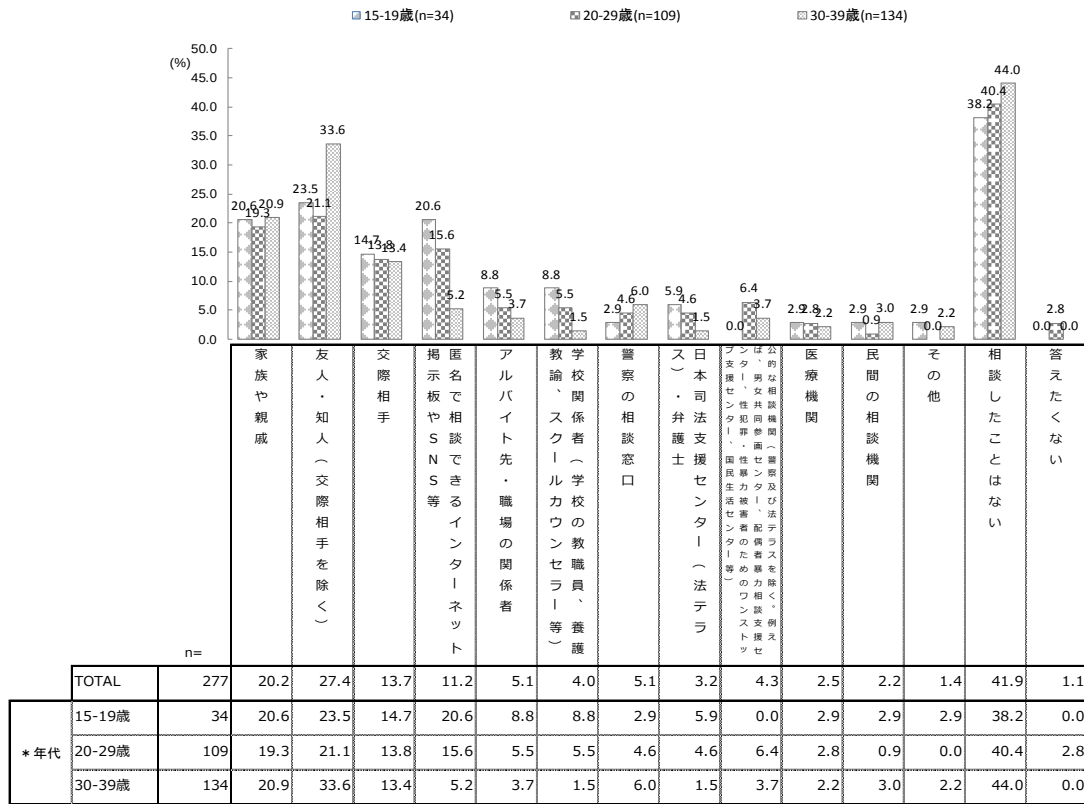
【公的機関の相談窓口の認知度】(Q13。n=2,461)

- 公的な相談機関でも、こうした問題の相談を受け付けていることについて、「そもそも公的な相談機関があることを知らなかった」(43.8%)が最も高く、「公的な相談機関があることは知っていたが、こうした問題を相談できることは知らなかった」(28.4%)と合わせると7割以上。(図2-4-3)

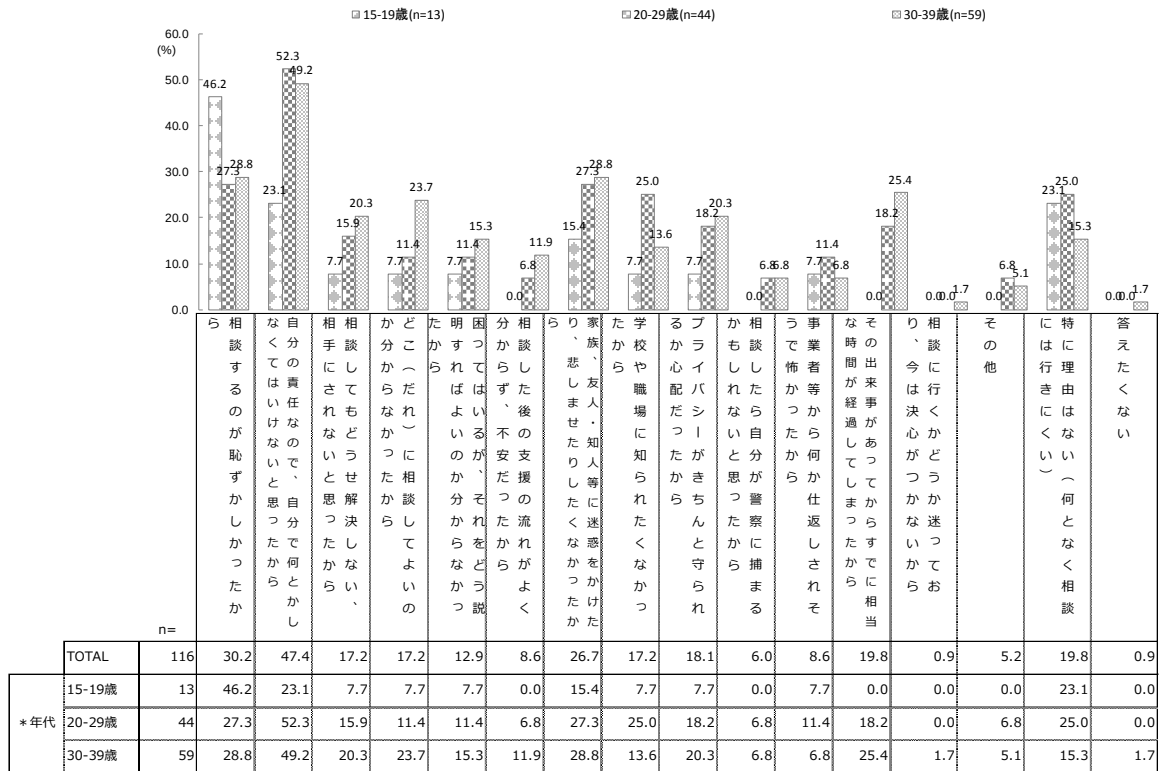
【相談しやすい相談窓口の在り方】(Q14、Q15。n=2,461)

- 「匿名で相談できる(本名を伝えなくても相談できる)」(63.8%)、「個人情報や相談内容等の秘密が守られる(相談内容について、本人の意思を確認せず他者や他機関に伝えない)」(60.3%)と回答したのは6割以上。その他、「夜間・休日にも相談を受け付けている」(53.8%)、「相談専用のメールがある」(40.0%)など。
- 10代は、他の年代よりも「相談専用のSNS(LINE、Twitterなど)がある」の割合が高かった。(図2-4-4)
- 相談窓口にいると相談しやすい専門家や相談員に関しては、「同性の相談員」(72.6%)が最も高く、次いで「臨床心理士・心理カウンセラー」(56.5%)、「ベテランの相談員」(51.2%)など。

【図 2-4-1 相談の有無及び相談先（複数回答）】



【図 2-4-2 相談しなかった理由（複数回答）】



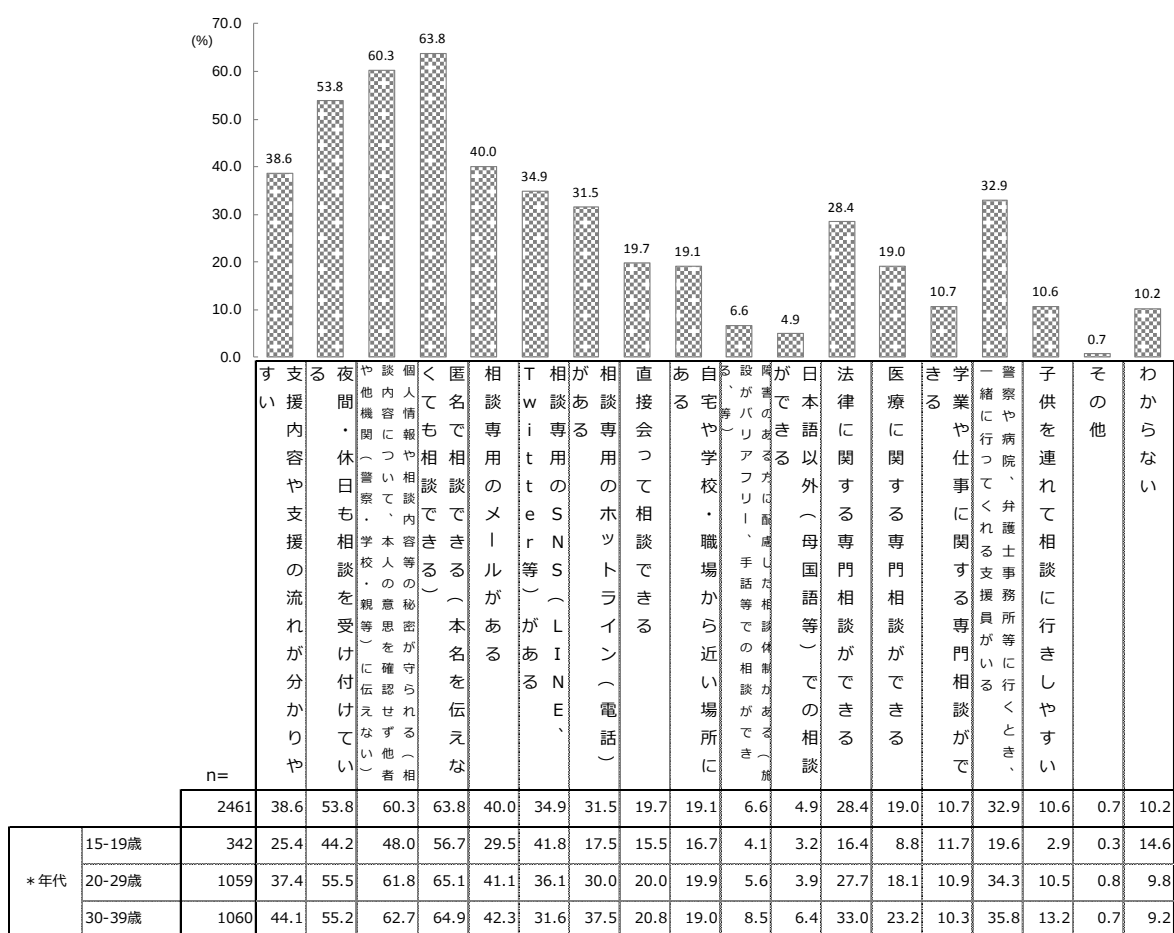
【図 2-4-3 公的機関の相談窓口の認知度】

- ☐ 知っている
☐ 公的な相談機関[※]があることは知っていたが、こうした問題を相談できることは知らなかった
☐ そもそも、公的な相談機関があることを知らなかった

		n=	(%)		
* 年代	TOTAL	2461	27.8	28.4	43.8
	15-19歳	342	32.2	30.4	37.4
	20-29歳	1059	26.8	29.1	44.1
	30-39歳	1060	27.5	27.1	45.5

※警察及び法テラスのほか、公的な相談機関(男女共同参画センター、配偶者暴力相談支援センター、性犯罪・性暴力のためのワンストップ支援センター、国民生活センターなど)を言う。

【図 2-4-4 相談しやすい相談窓口の在り方(設備等)(複数回答)】



4. 問題の認知度及び効果的な広報啓発について

【問題の認知度】（SQ5。n=31,696）

- モデル・アイドル等の勧誘やアルバイト等をきっかけに、同意していない性的な行為等の写真や動画の撮影に応じるよう求められるといった問題が発生していることについて、「知らない」（35.7%）と「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」（32.7%）の合計は全体の約7割。（図1-3）

【国や自治体の広報活動の認知度】（Q16。n=2,461）

- こうした問題の防止に関する国や自治体の広報啓発について、半数以上（53.5%）が「見聞きしたことはない」と回答。
- 具体的な情報媒体としては、「テレビ等の報道で見たことがある」（24.1%）、「インターネットのニュースで見たことがある」（14.5%）、「自治体等の広報物（広報誌、チラシ、ポスター等）で見たことがある」（8.3%）など。（図2-5-1）

【効果的な広報活動の在り方】（Q17。n=2,461）

- 「SNS上の広告」（65.4%）が最も高く、次いで「テレビやラジオでの広告」（56.9%）、「若者がよく利用しそうな場所（商業施設、ネットカフェ、カラオケ店等）での広報」（38.6%）、「公共交通機関の車内または駅構内の停留所等の広告」（36.4%）など。（図2-5-2）

図1-4 問題の認知度

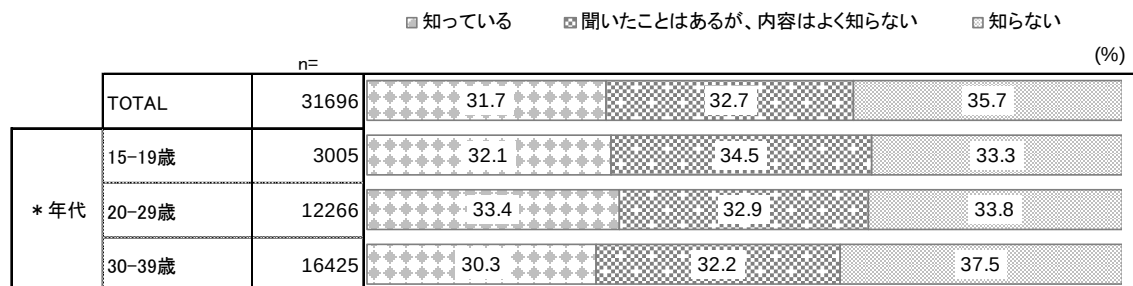


図 2-5-1 国や自治体の広報活動の認知度（複数回答）

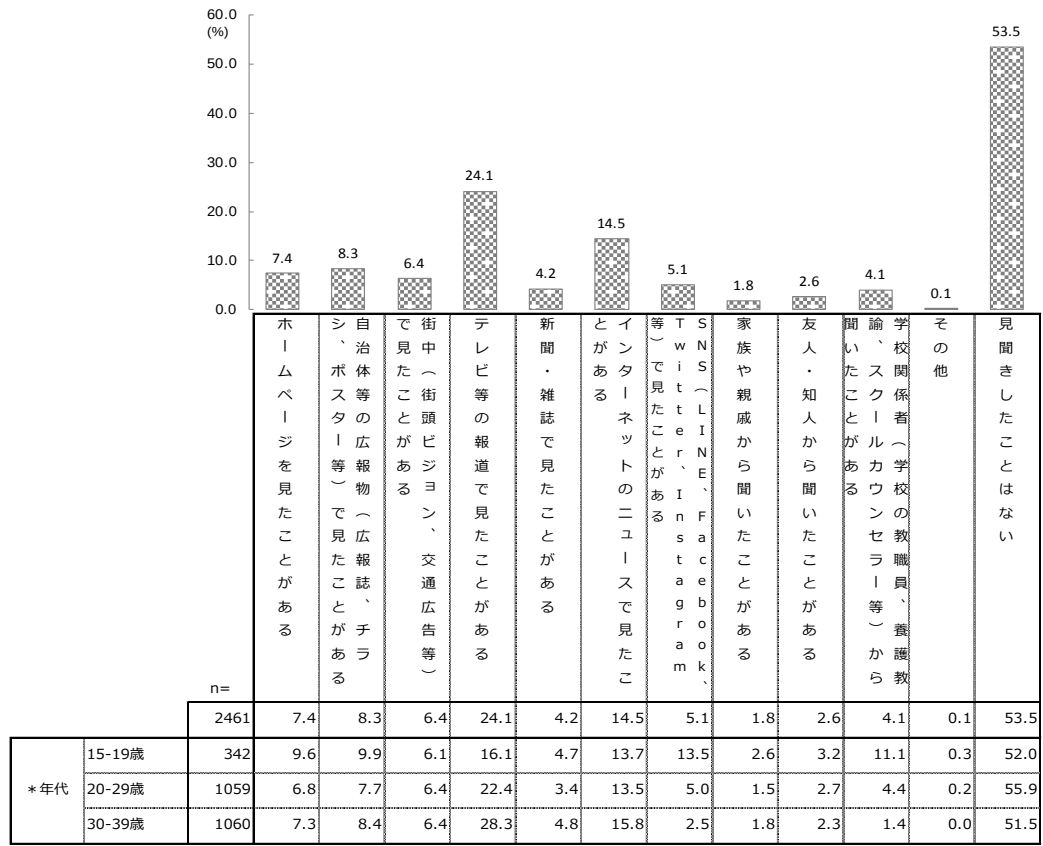


図 2-5-2 効果的な広報啓発活動の在り方（複数回答）

